

いじめ防止基本方針



杉戸町立杉戸第二小学校

令和7年9月26日改訂

目 次

はじめに	2
第1 いじめ防止等対策の基本的な考え	2
第2 いじめの未然防止のための取組	3
第3 いじめの早期発見への取組	4
第4 いじめの早期解決への取組	4
第5 いじめの問題に向けての校内組織	6
第6 いじめの防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について ...	7
第7 インターネットを通じて行われるいじめ対策	11
第8 いじめの対応マニュアル	12
第9 年間計画	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめの防止・早期発見・対処について学校基本方針を策定するものである。

第1 いじめ防止等対策の基本的な考え

1 いじめの定義

<いじめ防止対策推進法第2条「定義」>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- (1)冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2)仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4)金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (5)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- (6)パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめに対する基本認識

子供たちのいじめを防止するには、子供を取り囲む大人一人一人が、以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- (1)いじめは絶対に許されない
- (2)いじめは卑怯な行為である
- (3)いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

- (1)「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること」とし、相当の期間については3か月を目安としている。

- (2)「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要がある。

第2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止にあたっては、学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がある環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動等で、それぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

未然防止の基本は、すべての児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で学習や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

学校経営方針に基づき、児童一人一人に自ら考え、行動する力を育むとともにいじめに向かわないための未然防止を図っていく。

1 自分の課題を見つけ、深い学びをする授業実践

- 主体的に判断し行動しようとする規範意識、誰もが安心して学び合える学級を土台に、学びに向かう力を高めるとともに、自分の課題を見つける力を身に付ける。
- 何の課題を解決するのか、どんな順序、時間配分、方法で解決していくのか、誰と学ぶのか等の学び方スキルを発達段階に応じて身に付ける。
- 身に付ける力を明確にし、確実に指導するとともに、単元を通して子供たちが「見方・考え方」を働かせる授業を実施する。
- 既習事項「既知」を子供たちが意識し、それを活かした学習を展開する。
- 「家庭学習の手引き」をもとに、家庭と協力した家庭学習の確実な実施・見届けを行い、基礎学力の定着・根気強く学習を行う習慣を身に付けるようにする。

2 困難をしなやかに受け止め、ねばり強く取り組む児童の育成

- 見通しをもち、スモールステップで自分で決めたことに取り組むことでやりぬく力を高めていく。
- 人に流されず、自分で考え、きまりや約束を守ることができる力を高めていく。
- 運動の特性を味わえる体育の授業を通し、体力の向上と、運動好きの児童を育成する。
- 自らの健康を考え、健康を守る行動をとることができる児童を育成する。

3 自他のよさを認識し、多くの人々と協働し合える児童の育成

- 自己肯定感、他者信頼を高め、生きる力のベースを培う。
- 児童自身で問題解決をする場を意図的に設定し、児童の「自ら…」を育む。
- 他者とかかわる上で必要なコミュニケーション力を全教育活動で高める。

第3 いじめの早期発見への取組

いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大をおそれるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。そのため、教職員には、心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。そのことを防ぐため、以下の取組を行っていく。

1 定期的なアンケート調査「心のアンケート」と「親子で心のアンケート」の実施

児童がいじめを訴えやすい体制を整え、早期にいじめの実態を把握し、早期に対応するために、保護者とともに取り組みアンケートを実施する。

- (1)各クラスで毎月「心のアンケート」を行い、担任、生徒指導主任、管理職で内容を確認する。
- (2)毎月末、「すぐる」で「親子で心のアンケート」を保護者宛に送信し、児童の様子で気になることや困りごと等があったら場合、記入し、送信してもらう。アンケートは全職員が確認し、対応が必要なものについては、管理職、生徒指導主任の指示のもと、対象職員が中心となり対応に当たる。
- (3)毎月始めに行われる教育相談・生徒指導推進委員会でアンケート対応状況を確認し、適切な対応がなされているか、今後の対策等について検討していく。
- (4)保護者対象の月1回の教育相談日を設け、実施する。
- (5)スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用する。

2 児童との信頼関係の構築

日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。児童のささいな変化に気づき、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき迅速に対応するため、以下の取組を実践する。

(1)いじめを許さない学級経営

常に児童に寄り添い、多面的な児童理解に努める。特に、児童の行動の様子、児童の友人関係、出欠席状況学習状況、家庭環境等から、小さな変化を見逃さないようにする。

(2)月1回の教育相談・生徒指導推進委員会の実施

- 親子で心のアンケートの対応状況確認
- 気になる児童についての指導経過と今後の指導方針について
- 共通理解・共通行動について

第4 いじめの早期解決への取組

いじめにあった児童のケアが最も重要なのは、当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。

そこで本校では、いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導す

る。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

1 いじめている児童への指導

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせる。また、いじめの内容によっては、警察等の関係機関と連携を図る。

- (1)いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- (2)安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置をとる。
- (3)いじめを完全にやめさせる。
- (4)いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- (5)人権と生命の尊さを理解させる。
- (6)担任、学年だけでなく、多くの教員で指導を継続し、観察していく。
- (7)学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたせるとともに、教師との温かい人間関係をつくる。
- (8)いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインとして受け止め、児童理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

2 いじめられている児童への支援

- (1)秘密を守ること、必ず守り通すことを約束しながら話し合う。
- (2)いじめの事実を把握し、辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- (3)不安を除去し、安全の確保に努める。
- (4)身近な大人に相談することの重要性を理解させる。
- (5)自分の弱みやコンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるように支援する。
- (6)自信回復への積極的支援を行う。
- (7)不信感を抱いている人間関係の回復を支援する。
- (8)機会あるごとにコミュニケーションを持ち、児童との信頼関係をつくる。
- (9)自分の気持ちを表現できるよう積極的支援を図る。

3 周りではやし立てる児童への対応

- (1)からかいなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- (2)被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場であることに気付かせる。

4 見て見ぬふりをする児童への対応

- (1)いじめは、他人事ではないことを理解させる。
- (2)いじめを知らせる勇気をもたせる。
- (3)傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

5 学級全体への対応

- (1)話し合いなどを通して、いじめを考える。
- (2)見て見ぬふりをしないよう指導する。
- (3)自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- (4)いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- (5)道徳教育の充実を図る。
- (6)特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- (7)行事等を通して、学級の連帯感を高める。

6 保護者への対応

保護者の立場に立って、共感的に理解し、信頼関係を確立する。

(1)被害者の保護者に対して

- ア 速やかに連絡をとり、学校で把握した状況を丁寧且つ正確に説明する。
- イ 学校として、徹底して児童を守り支援していくことや、学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
- ウ 対応経過を適時伝え、保護者の気持ちを受容し対応策について協議する。
- エ 定期的に面談や家庭訪問をして、誠意を尽くした対話を心がける。
- オ 児童の様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

(2)加害者の保護者に対して

- ア 速やかに連絡をとり、いじめの事実を伝え、本人にも再確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の対応方針を伝え、協力を求める。
- イ いじめの加害状況の共通認識を図り、今後の対応への協力を仰ぐ。
- ウ いじめの行為は許されるものではないという毅然とした態度を維持する。
- エ 事実を認めなかったり、我が子は首謀者ではないなどと学校の対応方針を批判したりするような場合には、改めて事実確認と学校の指導方針を示し、粘り強く理解を求める。
- オ 家庭での教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。

7 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員がいじめに係る相談等において、他校の児童が関わるいじめの事実があると思われる時は、当該校への通報その他適切な措置をとる。

8 杉戸町教育委員会への報告

法第23条2項に基づき、いじめに対する措置の結果を杉戸町教育委員会へ速やかに報告する。

第5 いじめの問題に向けての校内組織

1 いじめ問題対策委員会

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「杉戸第二小学校いじめ問題対策委員会」(以下「問題対策委員会」という。)を法に基づき設置する。

【第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 構成員

問題対策委員会は、本校の教育相談・生徒指導推進委員会を母体とし、校長、教頭、教務主任(主幹教諭が配置されている場合は主幹教諭)、生徒指導主任、教育相談主任、学年生徒指導部員、養護教諭から成り、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応する。

3 役割

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、杉戸町教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、杉戸町教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、杉戸町教育委員会のいじめ問題調査委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、評価と見直しを担う。

第6 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

◇重大事態が発生した旨を、杉戸町教育委員会に速やかに報告する。

◇教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

◇上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

◇上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

【第28条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態への対処

(1)重大事態への対処の流れ

- ア「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 重大事態が発生した場合、本校は杉戸町教育委員会へ事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記エの調査結果は、杉戸町教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2)杉戸町教育委員会又は本校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は杉戸町教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに杉戸町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと杉戸町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、杉戸町教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、杉戸町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、杉戸町教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、杉戸町教育委員会の問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

a いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

b いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意する。

a 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

b 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

c 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

d 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

e 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

f 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

g 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

h 本校が調査を行う場合においては、杉戸町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

i 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(※) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

【第28条第2項】

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、本校が調査を行う際、杉戸町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、杉戸町教育委員会に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて杉戸町教育委員会に送付する。

第7 インターネットを通じて行われるいじめ対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルについて指導を行う。

第8 いじめの対応マニュアル

《いじめの発見から組織的な対応まで》

いじめ(いじめの疑いがある場合も含む)を発見した場合、その状況等を適時適切に校長、教頭に報告し、一人で抱え込まず組織的な対応を図る。また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう、以下の2～6の取組を通して「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から、必ず記録を取り、全教職員が確認できる方法でファイリングしておく。

<いじめ対応の手順>

1 いじめの未然防止に向けた対応 →「第2 いじめの未然防止のための取組」

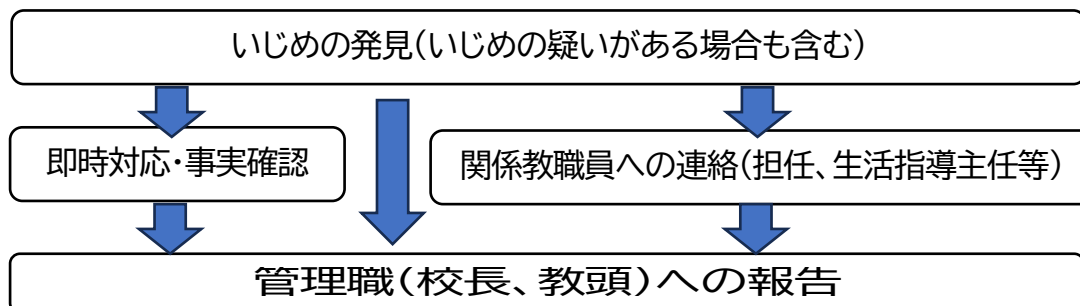
- 児童が安心して生活できる学級・学校風土の創出
- 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- いじめを許さない指導の充実
- 児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

2 いじめの発見(疑いがある場合を含む) →「第3 いじめの早期発見への取組」

- 児童からの訴え・報告
- 保護者からの訴え・申し出
- 教職員の気付き
- 同僚教職員からの報告
- 「いじめアンケート」の内容
- 地域からの情報

3 管理職への報告

いじめ(いじめの疑いがある場合も含む)を発見したら、その状況を管理職に報告する。



※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、速やかに管理職(校長、教頭)へ確実に報告・相談する。

4 いじめ問題対策委員会等の開催 →「第5 いじめの問題に向けての校内組織」

校長は、いじめの発見後、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて設置した「いじめ問題対策委員会」を速やかに開催する。必ず会議録を作成する。

5 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手だてを問題対策委員会で協議し、対応方針等を決める。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

(1)対応方針

- 緊急性(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度)を確認し、被害児童の安全を最優先する。
- その段階で把握している情報をもとに、対応方針(いつ、だれが、どのように対応するのか)を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

(2)事実関係の把握 ※「事実確認」と「指導」を区別する。

- すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- 関係者への聞き取りは複数の教職員で、被害・加害・関係する児童を個別に、可能な限り同時進行で行う。
- 聞き取った情報(発生日時、場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「児童の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

(3)役割分担

- 被害児童からの聞き取り調査と支援(複数対応)
- 加害児童からの聞き取り調査と指導(複数対応)
- 周囲ではやし立てる、見て見ぬふりをする児童と、学級や学年等の集団全体への指導
- 保護者への報告及び対応

(4)深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

→「第6 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について」

(5)教育委員会による、いじめを行った児童への出席停止措置

【出席停止措置までの流れ】

- 出席停止について
 - ・学校教育法第35条に、杉戸町教育委員会に出席停止の権限が定められている。
 - ・出席停止は懲戒ではなく、いじめを受けた児童の学習権を確保することが目的である。
- 出席停止を実施する際の学校の留意点
 - ・いじめ防止対策推進法第23条4項「いじめを行った児童について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる」に基づき、まずは、個別学習を行うこと等から考える。
 - ・それでもやむを得ない場合は、杉戸町教育委員会が出席停止措置を講じることとなる。

6 いじめの解消

被害児童・その保護者に対して、苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ解消の判断基準】

- いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

7 定期的な経過観察・確認の実施

いじめはなくなっても、そこにいるいじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童を継続的に観察していく。

第9 年間計画

月	実施内容
4	・全教職員でいじめ防止基本方針の確認 ・一人一人を大切にしたい学級づくり開始
5	・コミュニケーション力を高めるなかよしグループ班編制・活動開始 ・人権について考える人権標語、人権作文への取組 ・協力、団結力を高める杉二小スポーツ大会の実施 ・学校運営協議会におけるいじめ防止基本方針の確認
6	
7	・個人面談の実施
8	・いじめ、自殺防止に関する校長講話
9	
10	・1年生を対象としたCAPプログラム(人権を守る)の実施(10月～12月の間)
11	・全校で協力してつくり上げる杉二っ子ドレミファコンサートの実施 ・お世話になっている方々に感謝気持ちを伝える感謝の会の実施
12	・人権を全校で考えるハートフル集会 ・ネットいじめ防止および利用方法を学ぶネットモラル教室の実施
1	
2	・いじめ防止基本方針の見直し
3	・6年生に感謝の気持ちを伝える6年生を送る会の実施

<通年>

- 心のアンケートの実施
- 親子で心のアンケートの実施
- 教育相談・生徒指導推進委員会の実施
- 道徳の学習の充実